|  |
| --- |
| ※予定価格１億円未満の発注工事のみ対象 |

様式第１０－３－２号（評価項目算定用）

配　置　予　定　技　術　者　評　価　資　料（指導技術者配置工事用）

　工事名：

商号又は名称：

１　配置予定技術者である若手技術者の資格等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 主任技術者  監理技術者 |  | |  | | | | 年齢 | 歳 |
| 所属会社 | |  | | | | 建設業許可番号 | | － | | |
| 監理技術者資格者証番号 | |  | | 取得年月日 | | | 年　　月　　日 | | | |
| 国家資格証明書等の番号 | |  | | 交付年月日 | | |  | | | |
| 監理技術者講習修了証番号 | |  | | 修了年月日 | | |  | | | |
| １級舗装施工管理技術者  資格者証登録番号 | |  | | 登録年月日 | | |  | | | |
| 継続学習制度（ＣＰＤ）の取組状況 | | ・有（団体名：　　　　　　　　　　　　　取得単位：　　　　　　　）  ・無 | | | | | | | | |
| ２　指導技術者の資格等   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 指導技術者 |  | |  | | | 年齢 | | 歳 | | 所属会社 |  | | | | 建設業許可番号 | | | － | | | 国家資格証明書等の番号 |  | | 取得年月日 | | | 年　　月　　日 | | | |   ３　指導技術者の工事経験 | | | | | | | | | | |
| 工    事  経  験 | 発注者名 |  | | | | | | | | |
| 工事名 |  | | | | | | | | |
| 工事箇所 |  | | | | | | | | |
| 請負金額 |  | | | | | | | | |
| 工期 | 平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 | | | | | | | | |
| 従　　事　　役　　職 | 主任技術者　　監理技術者　　現場代理人  　若手主任技術者等  　※上記該当箇所に○を付けること | | | | | | | | |
| 工事概要 |  | | | | | | | | |
| C0RINS登録の有無 | ・有（CORINS登録番号）　　　　　　　　・無 | | | | | | | | |

（注）

**（共通）**

１　本書は、入札公告又は入札通知書に示す総合評価点算定基準の評価項目の「施工実績等」に基づき記入すること。

２　本工事に配置する予定の若手主任技術者等及び指導技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。

また、若手主任技術者等又は指導技術者を１人に特定できない場合は、複数の者を技術者とすることができる。この場合、本書は、すべての技術者数分作成すること。（ただし、若手主任技術者等及び指導技術者以外の者については、様式第１０－３－１号を作成すること。）

３　実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

**（若手主任技術者等及び指導技術者の資格について）**

１　国家資格者等にあっては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、若手主任技術者等が、監理技術者の場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

２　１級舗装施工管理技術者にあっては、評価基準日現在有効な１級舗装施工管理技術者資格者証の写しを添付すること。

　また、若手主任技術者等について、３ケ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること、並びに評価基準日の属する年度の末日において満３５歳以下であることを証明するもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し）を添付すること。

**（指導技術者の雇用関係について）**

１　指導技術者について、３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し）を添付すること。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）。

**（指導技術者の工事経験について）**

１　工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。

２　工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式第１０－２号）の工事と同一でなくてもよい。

**（指導技術者の工事経験の評価について）**

１　若手主任技術者等を配置する場合、同種・類似工事を元請として受注した工事において、指導技術者が主任技術者、監理技術者又は現場代理人等として施工した工事経験を評価の対象とする。指導技術者が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写しなど）を添付すること。なお、指導技術者が、同種類似工事において契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など）を添付すること。また、施工実績評価資料（様式第１０－２号）に記載した工事と同一の工事であって重複する書類については省略することができる。

**（継続学習制度（ＣＰＤ）について）**

１　（公社）日本技術士会が発行する登録証明書の写し、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書の写し又は各都道府県建築士会が発行する実績証明書の写しを添付すること。なお、各団体の推奨単位を評価基準日の属する年度の前年度末日までの１年間に取得していることを証明できるものに限る。